

別記様式1の1から別記様式1の5まで中「㊟」を削る。

別記様式2、別記様式3の1から別記様式3の3まで、別記様式4の1及び別記様式4の2、別記様式5、別記様式6並びに別記様式8中「㊟」を削り、（注）を削る。

別記様式9の1から別記様式9の4まで中「㊟」を削る。

別記様式10から別記様式15まで中「㊟」を削り、（注）を削る。

第23条 輸出用木材こん包材消毒実施要領（平成15年10月16日付け15消安第2489号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削り、〔注〕を削る。

第24条 検疫有害動物付着コーンスターチ用トウモロコシ加工消毒実施要領（平成16年7月16日付け16消安第3042号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第4号様式まで中「㊟」を削り、（注）を削る。

第25条 検疫有害動物付着コーンスターチ用トウモロコシ加工消毒工場指定要領（平成16年7月16日付け16消安第3042号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削り、（注）4を削る。

第2号様式中「㊟」を削る。

第26条 台湾向け生果実検疫実施要領（平成18年2月7日付け17消安第11342号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

第6の8及び第8号様式中「廃棄数量及び検品技術員氏名を記入し、押印する」を「廃棄数量及び検品技術員氏名を記入する」に改める。

第27条 中華人民共和国向け精米の輸出検疫実施要領（平成20年6月20日付け20消安第3741号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

別記様式1及び別記様式2中「㊟」を削り、（注）を削る。

別記様式3及び別記様式4中「㊟」を削る。

別記様式5及び別記様式6中「㊟」を削り、（注）を削る。

別記様式7及び別記様式8中「㊟」を削る。

別記様式9中「㊟」を削り、（注）を削る。

第28条 重要病害虫発生時対応基本指針（平成24年5月17日付け24消安第650号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

別記様式1を次のように改める。